

I. 令和2年度公益財団法人佐野市民文化振興事業団事業報告

(令和2年4月1日から令和3年3月31日まで)

1. 事業概要

令和2年度は、平成6年度に設立した佐野市民文化振興事業団が公益財団法人に移行して9年目を迎えた。当事業団は、定款の趣意である「すべての市民が優れた文化環境のもとで、うるおいと活力のある生活を営める地域社会の実現」を基本理念に、令和2年度も本市の芸術・文化の振興を図るために公益事業を開催する計画であったが、世界的なコロナ禍により大部分の公益目的事業を中止せざるを得ない状況に陥ってしまった。その中にあって、実施可能な事業団報の発行や芸術・文化活動助成事業は、一部縮小しながらも進めた。

一方で、令和2年度は、年来の懸案であった事務局の自立化及び公益目的事業の見直し作業を進め、令和3年度からこれまでの事業領域を拡大し新たな公益目的事業内容で事業を開催することが可能となり、事務所を佐野市役所本庁から移転し専従職員の任用を図ることができた。

2. 公益目的事業1（事業番号：公1）

(1) 芸術・文化に触れる機会を提供することを目的とした体験、講座、企画展共催事業

ア 演劇鑑賞教室事業

伝統芸能や歌舞伎、文楽などの日本の伝統文化の鑑賞に気軽に参加し、生で本物の舞台芸術に触れる機会を提供する事業として、東京都内の国立劇場で歌舞伎鑑賞教室を7月に、文楽鑑賞教室を12月に実施する計画であったが、新型コロナウイルスの感染拡大によりやむなく事業を中止した。

イ 美術品展示及び鑑賞事業

- (ア) 第10回佐野ルネッサンス鑄金属参画事業 伝統工芸「天明鑄物」の鑄金属文化の継承と新進作家の発掘を目指す「佐野ルネッサンス鑄金属展」の展示や図録作成に参加する計画であったが、コロナ禍により中止した。
- (イ) 壁画アートプロジェクト 市内公共施設等と連携し、プロのアーティストの指導のもと、子どもたちが壁画アートを制作する計画であったが、コロナ禍により中止した。

ウ 芸術文化に関する人材育成事業

- (ア) アートマネジメント講座 文化ホールやギャラリー等の文化施設を使って、市民が主体的に事業をプロデュースしていくために必要なことを企画から運営まで学ぶ講座を計画したが、コロナ禍により中止した。
- (イ) 子ども演劇サマースクール 演劇という創作活動を通じて、子どもたち

が、自発的に学ぶ機会を提供するワークショップを計画したが、コロナ禍により中止した。

3. 公益目的事業 2 (事業番号：公 2)

(1) 市民の芸術・文化活動や伝統文化の保存・育成を担う団体に対する助成・支援事業

ア 芸術・文化活動助成事業（3団体）

(ア) 第1回ユネスコ世界遺産写真展

*内容 人類共通の財産である日本と世界の世界遺産写真を通じて、広く市民に紹介した。また、グローバル環境の下で、佐野ふるさと民話の会の協力を得て、地元に伝わる民話を聞く機会を提供した。

- a 期日 令和2年9月11日(金)～13日(日)
- b 場所 吉澤記念美術館地域交流センター
- c 主催 佐野ユネスコ協会 入場者数 約110人
- d 助成 100,000円

(イ) 佐野天明鑄物伝統文化の継承・普及啓発活動

*内容 佐野市を代表する伝統工芸「天明鑄物」を後世に伝えることを目的として講演会、研究会、鑄物講座等を開催する計画であったが、コロナ禍により内容を変更し講演会開催を中心に活動を実施した。

- a 講演会期日 令和2年11月21日(土)
- b 演題 「佐野天明鑄物の文化財的価値」
- c 講師 栃木県立博物館 人文課長 篠崎茂雄氏
- d 場所 佐野市中央公民館3階ホール
- e 主催 天命鑄物伝承保存会 入場者数 約80人
- f 助成 66,437円

(ウ) さの演劇塾第11回定期公演

*内容 当初は文化会館小ホールで市民に直接観覧してもらう舞台を計画していたが、コロナ禍により実施スタイルを変更し、佐野ケーブルテレビの協力により、ビデオ収録をしてテレビ放映を行った。

- a ケーブルテレビ放映期間 令和3年1月1日(金)～10日(日)
- b テーマ及び構成 「宮沢賢治を紡ぐ」 群読(雨ニモマケズ)、リーディング(注文の多い料理店)、ショート演劇(あの日の銀河鉄道)
- c 収録場所 文化会館小ホール
- d 主催 さの演劇塾
- e 助成 50,000円

4. 芸術文化に関する情報収集・提供事業

(1) 事業団報『かがやき』第26号の発行

事業団の広報紙を令和2年9月1日に発行し、市内全戸及び関連施設等に配布した。

- ・体裁 A4版、4ページ（フルカラー）
- ・部数 46,000部

(2) インターネットの活用 ホームページの充実を図り、事業・イベント情報をお届けした。

5. 文化関連団体事業への後援

各団体が実施する各種事業のうち文化振興に関わる事業について、当該団体から後援依頼の申請を受け、当財団がその企画やイベントの趣旨に賛同した団体に後援名義の使用を承認した。

令和2年度は、後援名義使用を承認した団体であっても、コロナ禍により中止となってしまった事業が複数あった。

(1) 第117回日本水彩画会安足支部展

- a 期日 令和2年9月4日(金)～6日(日)
- b 場所 足利市民会館 展示室、会議室
- c 主催 日本水彩画会安足支部 ・入場者数 246人

(2) 第1回ユネスコ世界遺産写真展

- a 期日 令和2年9月11日(金)～13日(日)
- b 場所 吉澤記念美術館地域交流センター
- c 主催 佐野ユネスコ協会 ・入場者数 約110人

(3) 第118回日本水彩画会安足支部展

- a 期日 令和3年1月28日(木)～31日(日)
- b 場所 佐野市文化会館 展示室A・B、会議室201
- c 主催 日本水彩画会安足支部 ・入場者数 480人

(4) 佐野市民合唱団Voice 第22回定期演奏会 中止

(5) 第10回R293美術展2020「12の有機体」中止

(6) 第10回佐野ルネッサンス鑄金属 中止

6. 理事会、評議員会に関する事項

(1) 理事会議決及び報告事項

区分	議決年月日	件名	可否
第1回 通常	令和2年 5月8日 (書面)	1 議案第1号 令和2年度定時評議員会の招集について 2 議案第2号 任期満了に伴う顧問の選任について 3 議案第3号 任期満了に伴う事業選考委員会委員の選任について 4 議案第4号 令和元年度公益財団法人佐野市民文化振興事業団事業報告について 5 議案第5号 令和元年度公益財団法人佐野市民文化振興事業団決算報告について	可決 可決 可決 可決 可決
第1回 臨時	令和2年 6月1日	1 議案第1号 理事長（代表理事）の選定について 2 議案第2号 専務理事（業務執行理事）の選定について	可決 可決
第2回 臨時	令和2年 9月30日	1 報告第1号 職務の執行状況の報告について 2 議案第1号 佐野市民文化振興事業団の自立化基本方針について 3 議案第2号 専従職員の任用について 4 議案第3号 公益目的事業の変更について 5 議案第4号 事務所の移転について 6 議案第5号 佐野市民文化振興事業団規則・規定等の改訂について 7 議案第6号 特定資産の取り崩しについて 8 議案第7号 事業選考委員会の招集について	— 可決 可決 可決 可決 可決 可決 可決 可決
第2回 通常	令和3年 2月8日	1 報告第1号 職務の執行状況の報告について 2 報告第2号 書記（専従職員）の採用について	— —

		3 議案第1号 事務局長（専従職員）の採用について 4 議案第2号 事務所の移転時期について 5 議案第3号 令和2年度収支予算の補正について 6 議案第4号 令和3年度公益財団法人佐野市民文化振興事業団事業計画について 7 議案第5号 令和3年度公益財団法人佐野市民文化振興事業団収支予算について 8 議案第6号 令和2年度臨時評議員会の招集について	可決 可決 可決 可決 可決 可決 可決
--	--	---	--

(2) 評議員会議決及び報告事項

区分	議決年月日	件名	可否
定時	令和2年 6月1日	1 報告第1号 任期満了に伴う顧問の選任について 2 報告第2号 任期満了に伴う事業選考委員会委員の選任について 3 議案第1号 任期満了に伴う役員の選任について 4 議案第2号 任期満了に伴う評議員の選任について 5 議案第3号 令和元年度公益財団法人佐野市民文化振興事業団事業報告について 6 議案第4号 令和元年度公益財団法人佐野市民文化振興事業団決算報告について	一 一 可決 可決 可決 可決
臨時	令和3年 2月16日	1 報告第1号 佐野市民文化振興事業団自立化基本方針について 2 報告第2号 専従職員の採用について 3 報告第3号 特定資産の取り崩しについて	一 一 一

	4 報告第4号 公益目的事業の変更認定申請について 5 報告第5号 事務所の移転について 6 報告第6号 佐野市民文化振興事業団規則・規程等の改訂について 7 報告第7号 令和2年度収支予算の補正について 8 報告第8号 令和3年度公益財団法人佐野市民文化振興事業団事業計画について 9 報告第9号 令和3年度公益財団法人佐野市民文化振興事業団収支予算について	—
--	---	---

7. 事業選考委員会に関する事項

事業選考委員会規程の改訂(令和2年9月30日)により、令和3年度芸術・文化活動助成事業の応募がなかったため、委員会は開催しなかった。

8. 登記に関する事項

登記年月日	件名
令和2年6月5日	役員（理事・監事）及び評議員の任期満了に伴う改選があり、役員・評議員の登記を行った。

9. 情報公開に関する事項

無し。

附属明細書

令和2年度事業報告には、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第34条第3項に規定する附属明細書「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しない。